

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外 1 - 10

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年 7 月 11 日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役
(Managing Director)
ジョン・ロドニー・チャンドラー
(John Rodney Chandler)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル9
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 広 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 山 元 貴 恵

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1385

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2024年 1 月 25 日 満期 米ドル建社債
2 億 1,950 万米ドル (円貨相当額 239 億 2,769 万 5,000 円)

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2024年 1 月 25 日 満期 豪ドル建社債
1 億 4,010 万豪ドル (円貨相当額 105 億 7,614 万 9,000 円)

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2024年 1 月 25 日 満期 ニュージーランドドル建社債
1 億 4,110 万 ニュージーランドドル (円貨相当額 101 億 5,214 万 5,000
円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年 7 月 10 日現在の東京外国
為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル = 109.01
円、1 豪ドル = 75.49 円及び 1 ニュージーランドドル = 71.95 円の換算
レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年 2 月 1 日
効力発生日	平成30年 2 月 9 日
有効期限	令和 2 年 2 月 8 日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外 1 - 1	平成30年 2 月23日	259億7,245万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 2	平成30年 5 月11日	40億7,352万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 3	平成30年 5 月11日	25億2,713万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 4	平成30年 5 月11日	75億547万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 5	平成30年 8 月27日	304億1,903万9,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 6	平成31年 1 月10日	22億1,520万円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 7	平成31年 1 月10日	59億7,564万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 8	平成31年 1 月10日	68億4,012万7,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1 - 9	平成31年 3 月 8 日	300億5,532万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,155億8,392万6,000円	減額総額	0 円

【残額】
(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 2,844億1,607万4,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 米ドル建社債、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2024年1月25日満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報>

(注1) 本書中の「TF A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド(A B N 48 002 435 181)を、「グループ会社」とはTF A及びTF Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「豪ドル」、「豪セント」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「ニュージーランドドル」又は「ニュージーランドセント」はすべてニュージーランドの法定通貨を指し、
- ・「円」は日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2億1,950万米ドル
売出価額の総額	2億1,950万米ドル
利率	年率1.95%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億4,010万豪ドル
売出価額の総額	1億4,010万豪ドル
利率	年率1.52%

ニュージーランドドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億4,110万ニュージーランドドル
売出価額の総額	1億4,110万ニュージーランドドル
利率	年率1.78%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき9.75米ドルである。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき7.60豪ドルである。

ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年7月25日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき8.90ニュージーランドドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2019年7月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2019年7月11日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(令和元年7月11日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。